

独立行政法人北方領土問題対策協会契約監視委員会設置要領

〔平成 21 年 1 2 月 9 日〕
独立行政法人北方領土問題対策協会理事長決定

(目的及び趣旨)

第 1 条 独立行政法人北方領土問題対策協会（以下「北対協」という。）が行う競争性のない随意契約に関する見直しの徹底及び一般競争入札等についても真の競争性を確保するため「独立行政法人の契約状況の点検・見直しについて」（平成 21 年 11 月 17 日閣議決定）に基づき、同協会内に「独立行政法人北方領土問題対策協会契約監視委員会（以下「委員会」という。）」を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 委員会は、北対協における契約に関し、次に掲げる事項について審議を行い、その点検及び見直しを行う。

- (1) 競争性のない随意契約を継続しているものについて、随意契約事由及び契約価格が他の取引事例等に照らして妥当であるか否かの検証
- (2) 競争性のない随意契約から一般競争入札等への移行を予定しているものの前倒しの検討
- (3) 一般競争入札等における真の競争性の確保の検証
- (4) その他委員会が必要と認めた事項

(委員)

第 3 条 委員会は、北対協監事 2 名及び外部有識者 2 名をもって構成する。

- 2 外部有識者の委員は、中立・公正の立場で、客観的に入札及び契約についての審議その他事務を適切に行うことができる者を、主務大臣の了解を得て、北対協理事長が委嘱する。
- 3 委員長は、外部有識者の中から、委員の互選により定める。また、会務を総括し委員会を代表する。
- 4 外部有識者の委員の委嘱期間は、2 年とし再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠の委員の委嘱期間は前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、委員会の事務を処理する上で知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(開催)

第 4 条 委員会の会議は、北対協理事長が招集し、必要に応じて随時開催する。

2 委員会の会議は非公開とし、審議の概要はこれを公表する。

(点検結果の報告)

第5条 北対協理事長は、契約の点検及び見直しの結果について、主務大臣に報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、北対協において処理する。

(その他)

第7条 この要領に定めるほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

独立行政法人北方領土問題対策協会契約監視委員会

委員名簿

【外部有識者】

◎ 鈴木 清 公認会計士

吉武 雅子 神奈川大学法学部講師

【監 事】

馬 籠 久 夫

山 田 清 武

(50音順、敬称略)

◎…委員長